

## 平成21年 2 月 教育委員会定例会会議録

### 1 開会の日時

平成21年 2 月13日（金）午前 9 時30分

### 2 出席委員

三浦溥太郎 委員長  
齋藤 道子 委員  
出光 ケイ 委員  
森武 洋 委員  
永妻 和子 委員（教育長）

### 3 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部総務課長	新倉 聡
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	柳田 泰光
美術館運営課長	森山 武

### 4 傍聴人 1名

### 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。

日程第3 議案第6号『平成20年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について』

日程第4 議案第7号『平成21年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について』

今後市長が議会に提案する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項但し書き及び横須賀市教育委員会会議規則第19条第1項に基づき秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成21年1月17日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

初めにICT公開授業についてです。ICT機器の整備については、2カ年で市立学校へのパソコンやプロジェクタなどの配備を進めているところですが、今年度導入しました野比小学校で、1月22日にICTを活用した公開授業を実施いたしました。公開授業は3年生、6年生、特別支援学級で行われ、担任がプロジェクタで地図や写真などを投影しながら、ICT機器を生かした授業を実施いたしました。また、当日は市議会の教育経済常任委員会委員もご訪問頂き、授業を見学していただくとともに、自校献立による給食の試食も行われました。

続きまして英語研究会の開催についてです。2月6日に文部科学省小学校英語活動等国際理解活動拠点校である鴨居小学校で英語研究会が開催され、本市関係者はもとより北海道や九州などから約170名の参加がありました。当日5年生は「ランチ・メニューを作ろう」、6年生は「将来の夢を紹介しよう」をテーマにした英語の授業が関係者に公開されました。視察人数の関係から普段授業を行っているプレイルームではなく、体育館で授業が行われたこともあり、当初子どもたちは少し緊張気味でしたが、進行するにつれ視察者が授業に参加するなど、活発な授業が展開できました。今後は、活動拠点校であります鴨居小学校の取り組みを、他の学校にも広めてまいりたいと考えております。

続きまして住民監査請求についてです。昨年12月12日、市民2名から美術館アドバイザー報酬に関する住民監査請求がなされ、監査期間は本年2月10日までとされました。請求の趣旨ですが、アドバイザー報酬は、違法・無効な密

約に基づく公金支出であるため、当該アドバイザーに対し支払った金員の支払いを請求すること、及び当該アドバイザー契約の更新が平成35年度末まで繰り返す義務を負担していない事実を確認することでした。2月6日に監査結果がでました。監査の結果は、「請求人の主張は、いずれも理由がないものと認められる」というものでした。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

## 日程第1 議案第4号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第4号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』をご説明いたします。今回の改正は、教育委員会事務局等の執行する事務を規定している「教育委員会事務局等事務分掌規則」の条文にあります、事務事業の表記について条文の整理を行うものであります。恐れ入りますが、2ページをご覧くださいできればと思います。改正点は、3箇所ございます。1点目は、教育研究所の事務分掌、2点目は美術館運営課の事務分掌、3点目は附属機関の名称の整理でございます。

はじめに、1点目の教育研究所の事務分掌についてですが、第9条の(3)横須賀教育ネットワークセンター事業の条文を削除いたします。この条文は、学習教材の開発や効率的な教育用コンピュータネットワーク環境の整備を目的とした事業を指すものでございますが、次の(4)にあります教育の情報化推進に含まれる内容であるため、内容の重複を避け、条文を整理するため、削除するものでございます。

続きまして、2点目の美術館運営課の事務分掌についてです。美術館運営課の事務分掌については、類似の施設を所管する博物館運営課の事務分掌を参考に、開館に合わせて策定いたしました。その後、これまで2年に渡り運営してまいりましたが、美術館運営課が指導・育成に関わるような学術研究団体等が存在いたしませんでしたので、現状の美術館運営課の業務と事務分掌規則の整合性を図るため、第17条の(6)学術研究団体等の指導育成に関することの条文を削除するものでございます。

最後になりますが、附属機関の名称の整理でございます。3ページをご覧ください

さい。ここに記載の第 22 条は、附属機関に関する規定となります。この条文では、団体の名称について、横須賀市という表記を省略しておりましたが、今回の改正に合わせて、各附属機関を規定している条例の組織名称と語句の統一を図るものでございます。改正については以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 4 号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 2 議案第 5 号『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第 5 号についてご説明いたします。議案第 5 号は、「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」中の第 3 条の 5 第 3 項及び第 3 条の 6 第 2 項を改正するため、この条例を改正するものであります。

改正の内容についてご説明いたします。本件の改正理由ですが、1 ページの一番下には書いてありますが、教育職員に支給する特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当の額を改定するためであります。平成 18 年 7 月 7 日に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 に基づき、国は平成 20 年度から教員給与の優遇措置の縮減とメリハリのある教員給与体系の実現を図るため、義務教育等教員特別手当の引き下げ及び部活動手当を含む教員特殊業務手当の充実を義務教育費国庫負担金に反映させております。これを受け、神奈川県教育委員会は、手当改定の条例改正を平成 20 年度に実施しております。本市におきましても神奈川県に準じた改定を行うため、条例改正を行うものであります。

特殊勤務手当の増額については、それぞれの項目について、県に準じて金額を引き上げるものでございます。2 ページをご覧ください。最高額は、非常災害時等緊急業務手当の日額 2,100 円から 6,400 円という風になります。

次に、義務教育等教員特別手当の縮減についてですが、支給額を給料月額 3.8% から 3.0% へ引き下げることにより、最高額は、4 級の最高号給で、20,200 円から 15,900 円となります。なおこの施行日は平成 21 年 4 月 1 日とします。また、条例改正に伴う教育職員手当等支給規則の改正議案につきましては、次

回の教育委員会において提出いたします。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。

(出光委員)

その特殊勤務手当ですが、例えば部活動であったり、非常時、災害時に先生が指導なさるといことですが、具体的にその他にどういうものが挙げられるのでしょうか。

(教職員課長)

特殊勤務手当、今、非常災害時、それから、救急・補導等緊急業務、修学旅行の引率、対外運動等の引率業務、部活動手当、等々があります。それぞれ金額が、何時間以上勤務したときはいくらという風になっているのですが、その1番大きい額のことを上限として条例で決めているということでございます。

(三浦委員長)

それでは、実際の額はどのように決めるのですか。上限はここに決まっていますけれども。

(教職員課長)

これは、県費の手当額に準じて決めています。

(出光委員)

例えば、今までは大変な災害や緊急時などに先生が出勤されても、最高給の方でも1日2,100円が限界であったということですか。

(教職員課長)

そうです。

(出光委員)

これはやっぱり充実ということにあたるということが分かるような気がいたします。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第5号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第5 議案第8号『学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正について』

## 委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

それでは議案第8号『学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正について』ご説明申し上げます。本議案は、指定変更申立書の提出先及び区域外就学届の届出先の追加、並びに本市が設置する小学校以外の小学校への就学を区域外就学届の届出対象とするための改正でございます。

それでは具体的な内容に入ります。まず第8条の見出し部分でございます。「指定変更の申立」とありましたところをふりがなの「て」を追加いたします。次に2行目でございますが、「申立しようとするときは」とありましたところ、同じように「申し立て」という風に、送りがなの訂正でございます。どちらも他の条例・規則・規程などと表記の統一を図るものでございます。

第1項ただし書きで、「行政センター館長を経由して届出することができる」とありましたものを、新たに第2項として分けるとともに、窓口サービス課長を加えます。このことにより、これまでの第2項を第3項とし、併せて文言の整理を図ります。

第9条の区域外就学関係でございますが、これまで区域外就学の対象を「国立学校又は私立学校に入学させようとするとき」としていたものを「本市が設置する小学校以外の小学校に就学させようとするとき」に改めるものでございます。これは、4月に県立の中等教育学校が開校することに伴うものでございます。また添付書類として、「入学承諾書」とありましたものを当該小学校の「就学の承諾を証する書面」と改めます。これは学校教育法施行令と表記を統一するためのものでございます。なお表記は小学校に限定しておりますが、第14条の中学校生徒の就学については、「小学校児童の就学の規定を準用する」が適用されます。また第8条と同様にただし書き部分を新たに第2項として分けるとともに、窓口サービス課長を加えるものでございます。

次に様式類でございますが、第8号様式左上でございますが、「第8条第2項関係」とありますのを「第8条第3項関係」に改めます。これは先ほどご説明いたしました、第8条関係で項番号がずれたことによるものでございます。また第10号様式、左上で「第9条関係」とありますものを「第9条第1項関係」に改めます。これにつきましても項番号ずれによるものでございます。その他保護者住所・氏名欄の表記を改めるとともに、条文の変更のとおり、備考欄の「入学承諾書」を「就学の承諾を証する書面」と改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成21年4月1日でございます。以上で議案第8号『学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正について』の説明を終

わかります。ご審議よろしく申し上げます。

(齋藤委員)

表記の問題なのですが、名詞なのか動詞なのか、使い分けてらっしゃるかも知れないのですが、一番初めの指定変更の申立てのところには、「し」がないのですが、二行目は申し立てようで、「し」を入れているのですが、これは意識的にやっけてらっしゃるのでしょうか。

(学校教育課長)

これは、齋藤委員おっしゃられたように、名詞の部分と動詞の部分ということで、使い分けているということで確認をしております。

(森武委員)

窓口サービス課長または館長となっておりますが、この館長という言葉は、現在の文章でいうと、行政センターの館長かと思うのですけれども、館長という規定だけで行政センターの館長を指すというのは、他の条文等で分かるものなのでしょうか。

(学校教育課長)

それにつきましては、そもそも趣旨が、今までの館長に加えてということでございますので、その形のものが担保される形で考えています。

(齋藤委員)

先ほど、中学校に入学される時は第14条でとおっしゃっていたかと思うのですけれども、例えば5ページ目の書類を見ますと、中学校も確かにあるのですが、この第9条の区域外就学というのが、小学校・中学校両方規定するならば、ここで小学校とだけ限定をしまして、なおかつ5ページのような表が出るということは、これは矛盾しないのでしょうか。

(学校教育課長)

第14条の規定で、中学校のほうが小学校のものを準用するというので規定しておりますので、そういった部分で、号番号、書式についてもそれで入っております。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

## 日程第6 議案第9号『横須賀市指定重要文化財の指定について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

それでは、議案第9号『横須賀市指定重要文化財の指定について』ご説明いたします。横須賀市指定重要文化財は、文化財保護条例第3条第1項に基づき指定しております。今年度の指定にあたりましては、平成20年12月17日に開催されました、第3回文化財専門審議会において教育委員会から文化財専門審議会に諮問し、平成21年2月4日に開催されました文化財専門審議会で、2枚目に綴ってありますように文化財専門審議会委員長から、新指定重要文化財について答申をいただいております。

一件目は、有形文化財(古文書)「北条氏印判状及び長谷川長綱黒印状」8通です。これは、すでに指定しております、北条氏印判状7通、これは昭和47年に指定をしております、それらと関連の深い長谷川長綱黒印状1通を加え、指定名称及び数量を変更し、新たに指定しなすものであります。すでに指定しております北条氏印判状7通は、戦国時代後北条氏政権下の旧相模国中郡における皮作りの実態を示す中世文書で、小田原の北条氏が豊臣秀吉の東征にあたり、武具用の皮革を生産していたことを示すものです。長谷川長綱黒印状1通は、徳川幕府成立後の浦賀において皮つくりを始めたことを許可する近世初頭の文書で、徳川家康の家臣として三浦半島を支配していた長谷川長綱が擁護していたことを示すものであります。これらの文書が一括して保管されてきたことから、中郡における皮作りの文書がなぜ浦賀にあったかがわかり、一連のものとして一括して指定することが望ましいと判断されました。なお、これらの文書は「浦島家文書」とも言われ、本資料は平成20年1月に所有者より横須賀市に寄贈されたものであります。

二件目は、新たに指定する有形文化財(歴史資料)「東京湾第三海堡構造物(兵舎)」1基です。第三海堡は東京湾要塞を構成する海上の砲台として、明治25年に起工し、大正10年に竣工いたしました。難工事の未完成した人工島ですが、完成間もない大正12年の関東大震災で約1/3が水没し、暗礁化したことから海難事故を招くことになり、船舶の航行に支障が出ていたため、近年、国土交通省により解体工事が行なわれました。この第三海堡構造物は、解体撤去され、その一部が平成17年にうみかぜ公園に移設され、平成19年3月横須賀市に無償譲与されました。東京湾要塞を構成する海堡の記録を留めておくことは、本市にとって重要であり、歴史を伝える資料であります。

以上2件を横須賀市指定重要文化財として指定するもので、これにより、横須賀市指定重要文化財は70件となり、国、県、市の指定をあわせると97件となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

(出光委員)

第三海堡は、うみかぜ公園で保管しているということですが、今後の維持管理にかかる費用や管理者はどうなるのか教えて下さい。

(生涯学習課長)

今、所管が港湾部になっており、維持管理を行っております。申し訳ありませんが費用については手元に資料がございません。

(三浦委員長)

今の質問に関連するのですが、第三海堡を管理している区域に一般の人は入れないのですか。

(生涯学習課長)

普段は、フェンスがありまして、鍵がかかっています。公開するときには、その鍵を開けて入っていただけるようになっていきます。今はそれこそ建物が置いてあるだけですが、今考えているのは重要文化財としての指定をした後に、周囲に当時の面影の写真とか説明板を加えて、一般の方々に見ていただけるようにしていきたいと考えています。

9ページの中ほどなのですが、誤字がありまして、15行目になりますが、「現在この構造物は横須賀市のはまかぜ公園」となっておりますが、これは、うみかぜ公園の間違いです。申し訳ございません。

(齋藤委員)

先ほどの印判状と黒印状の方なのですが、これは、例えば日本史をやっている方には、大変見たいと思われる方がいらっしゃるかと思うのですが、公開はどのようにするお考えでしょうか。

(生涯学習課長)

今は指定するにあたり解析をしている段階ですが、今後何か機会があれば、公開をする方向で検討しております。

(齋藤委員)

例えば、見たいという申し出が教育委員会にきたときには、随時見ていただけるのでしょうか。それともそれはやはり難しいですか。

(生涯学習課長)

今はその段階まで解析が進んでおりません。

(出光委員)

ヴェルニー公園にいけば、ヴェルニーのスチームハンマーを初めとする海軍に関するモニュメントなどがあります。それらは横須賀と海をつなぐりを密接に感じていただけたと思うので、これが今後、第三海堡がうみかぜ公園で良い形で公開されますと、観光スポットの連携が出来るので、何か横須賀の子どもの教育にも、横須賀と海、それから船舶に関する道が出来るのではないかと期待する部分もありますので、ぜひとも何か写真を貼ったり、今後良い形で提示をしていただき、皆さんが、ああやっぱり横須賀だと思っていただけるように進めていただければうれしいです。

(管理部長)

ただいま貴重なご意見ありがとうございました。前回の報告のなかで、1万メートルプロムナードに関するご報告させていただきました。ご指定の場所については、その一部になっておりますので、そこを見ながらも歩いていただくと、いうものも企画に入れておまして、是非そういう形で生かしていきたいと思えます。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『横須賀市個人情報保護運営審議会への諮問について』

(学校教育課長)

『横須賀市個人情報保護運営審議会への諮問について』ご報告させていただきます。これは、来る3月9日に行われます、市の個人情報保護審査会にかかる案件についてのご報告です。諮問する内容につきましては、児童・生徒支援のための学校と警察との連携制度についてです。これは子どもたちの健全育成を目指し、犯罪の被害や非行防止にすばやく対応することを目的としております。現在、学校と警察の間において情報交換できますのは、プリントの2番に

ございますように、情報の提供につきましても、情報の収集につきましても、個人の生命、身体又は財産の安全を守ることに限定されております。その下の図をご覧ください。例えばネグレクトのような場合につきまして、現在学校から児童相談所へ通告はできますが、警察とはなかなか連携が難しい部分がございます。しかしながら、例えば、深夜に犯罪被害等にあうことを防止するには警察と連携し、パトロールや声かけを強化してもらうことが、効果につながると考えます。そのためには、審査会での答申が必要となります。どういう場合に、どういうルートで、情報提供や情報収集を行うことができるかを明示した協定を結ぶために諮問するものでございます。この他に協定を結んだときに考えられる効果については、裏面をご覧ください。まず1点目としては、学校と警察が連携して児童・生徒個々への具体的な立ち直り支援を行うことが確立すること。2点目として、児童・生徒が重篤な非行に走ったり、被害に遭ったりする前に抑止することが期待できること、3点目として、ネグレクト等の児童虐待に対して、児童相談所への通告と同時に、警察の協力を得て捜索や保護、家内立ち入りといった安全面での確保が可能になること、4点目として、警察から、犯罪被害や非行事実の情報が入ることで、学校側は、指導の準備や効果的な対応が図られ、また保護者への支援やアプローチができること、このような制度のもと適切な対応で、青少年の健全な育成を図っていきたいと考えております。以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

#### 『平成20年度集団かぜによる学級閉鎖等措置状況について』

(学校保健課長)

それでは、集団かぜによる学級閉鎖等措置状況についてご報告いたします。お手元に、『平成20年度集団かぜによる学級閉鎖等措置状況について』を資料としてお配りしております。去る1月16日開催の1月教育委員会定例会の際に、今年に入ってからインフルエンザ等の発生報告は受けていないと報告いたしました。週が明けた1月19日以降、集団かぜによる学級閉鎖等の措置の報告が相次ぎました。1月中及び2月12日まで、昨日までの措置の状況をまとめましたので、資料により報告いたします。

資料1ページをご覧くださいと思います。学級閉鎖等措置状況概要でございます。上段、平成20年度分ということで、平成21年1月分をご覧くださいと思います。この1月分というのは、1月19日以降1月末まででございますが、学級閉鎖は43学級で、欠席者は287人、内訳は、11小学校で20学級、

4 中学校で 4 学級、養護学校の学校閉鎖によるものでございます。下段の 2 月分につきましては、昨日 2 月 12 日までの集計であります。45 学級で、欠席者 493 人、内訳は、11 小学校 41 学級、2 中学校 4 学級であります。1 月・2 月の累計では、16 小学校で、61 学級の学級閉鎖を行い、688 人の欠席者、5 中学校で 8 学級、87 人の欠席者、養護学校 1 校で学校閉鎖 5 人の措置がされております。参考に前年度、19 年 12 月から 20 年 3 月まででは、3 校 3 学級でございました。

資料 2 ページには、1 月分の内訳、3 ページには 2 月分の措置状況が記載されております。この表の見方でございますが、まず左端の連絡日でございます。これは、学級閉鎖等の措置をとると連絡があった日であり、右に順に、学校名、該当の学年、クラス、そして学級閉鎖の欄では、そのクラスの在籍者数、報告があった日の欠席数、その隣、罹患登校者というのは、出席はしているのだけれども健康観察等で、風邪の症状があるものの数、右の端のインフルエンザ患者数は、欠席者のうち医師の診断で、インフルエンザの診断が出ている者の数であり、右端の閉鎖期間につきましては、学級閉鎖の措置実施期間であります。表のうち、学年閉鎖の欄をご覧ください。小規模校で、1 学年 1 クラスということになりますと、これは学年閉鎖としてカウントされております。

4 ページ以下 10 ページまでは、インフルエンザ流行時に先立ち、学校長あての予防対策の広報文、学校医あての協力依頼文、それから、学校保健課から学校への集団風邪発生状況の通知及び蔓延防止策実施についての通知でございます。本日 2 月 13 日現在の学級閉鎖実施状況は、2 小学校 2 学級でございます。報道等では、流行ピーク超えも聞こえますけれども、近年にない流行状況でありまして、まだまだ油断は出来ませんので、引き続き蔓延防止への配慮が必要と考えております。以上でございます。

(齋藤委員)

平成 19 年度とあまりにも数が違うのですが、連絡などのやり方を今年から変えたということではないのですか。

(学校保健課長)

連絡の基準等については変えてございません。昨年は、例年に比べても少なかったという事実はございます。それだけ、本年の流行が大規模なものになっているという証拠だと思います。

(出光委員)

学校で働かれる教職員の方たちというのは、雇っていらっしゃる方が多いの

でしょうか。

(生涯学習部長)

出光委員ご心配のとおり、罹っている教職員も多いです。しかも、この時期教職員は大変忙しいので、それなりに予防をしながら、体と仕事とバランスを保つことに努力しております。

(三浦委員長)

予防接種はどうなっているのでしょうか。

(学校保健課長)

児童個々の予防接種の実態については掴んでいない状況であります。

(三浦委員長)

先生方の予防接種はいかがですか。

(学校保健課長)

教職員につきましては、10月末に、流行期が来るよという知らせがくる関係で、意識の高い方は予防接種を済まされているという状況です。

(他に質問なし)

#### 『三浦半島県下駅伝競走大会及びかながわ駅伝競走大会結果について』

(スポーツ課長)

三浦半島県下駅伝競走大会とかながわ駅伝競走大会につきまして報告をさせていただきます。はじめに、先月18日に開催いたしました第63回三浦半島県下駅伝競走大会について、報告させていただきます。資料につきましては2ページをご覧くださいと思います。この大会につきましては、三浦市、逗子市、葉山町の協力をいただきながら、横須賀アリーナをスタートして、葉山、横須賀西海岸、そして三崎口から三浦海岸に渡りまして走り、その後、久里浜にあります横須賀総合高校をゴールとして全長37.345キロ、5区間で、市町村対抗という形と高校対抗によって競い合うものでございます。当日は教育長に前線審判車に乗っていただいて、スタートからゴールまで、そして閉会式までということで、共にしていただきましてありがとうございました。この大会につきましては、第二次世界大戦後に、要塞地帯でありました横須賀市を一般の

方々に自由に散策していただきたいという願いもこめまして、駅伝を通して横須賀市の活性化を図る目的で、国・米海軍の支援によって開催されたものでございます。そして、今年で63回ということで積み重なっているものでございます。平成18年に横須賀市も2回目の優勝を果たしたわけなのですが、それ以来3連覇中でありましたけれども、残念ながら、今年Aチームのアクシデントもございまして、インフルエンザ等によっての選手ダウンということで、参加7市1町12チーム、高校6チーム中第2位と、4連覇は叶いませんでした。しかしながら、若い選手編成でチームを結成しましたので、来年度以降、また大変楽しみではないかなと期待しております。また今年は天候が大変よかったこともありまして、それから町内会や学区体育振興会等市民へのPR等も行ったことで、昨年よりも大幅に沿道の応援が増えたということで、大変市民に元気を与えられたのではないかなという風に考えております。来年に向けてさらに、工夫を重ねてPR活動にも努力していきたいと思っております。

続きまして、かながわ駅伝競走大会についてご報告させていただきたいと思っております。資料につきましては、3ページ・4ページの一覧表をご覧ください。この駅伝につきましては、三浦半島駅伝と同じ年に始まりましたが、長年に渡って盛り上がり欠けてきて、神奈川県としては、三浦半島駅伝が中心駅伝となっておりましたが、近年、県の重点事業として大変力を入れてまいりました。そこで全県あげての大きな駅伝ということで、今年度につきましても警察その他の協力も、ヘリコプターあるいは白バイ30台等ということで、大きなイベントとなつてまいりました。各市町村とも実業団あるいは箱根駅伝そして高校駅伝、全国駅伝等で活躍している選手ばかりでございます。この日本のトップクラスの戦いが当日も展開をされました。結果一覧表にあるように、今年も19市11町、計30の参加によりまして、秦野市の秦野運動公園から相模湖まで51.5キロ7区間で競われました。結果につきましては、23年ぶりに川崎市が優勝、そして、横浜市が第2位ということで、その2チームには本市離されてしまいましたけれども、最後までアンカー勝負ということで、相模原市と熾烈な争いを展開してまいりました。ゴール手前で残念ながら、6位から浮上した藤沢市にかわされて第4位というゴールになってしまいましたけれども、平成16年の準優勝以来、常に入賞できるチーム編成ということで、今後さらに楽しみだなと考えております。生涯スポーツも大変大切であると考えておりますが、またこのように地元選手の育成等の競技力向上も、市民に大変勇気と元気を与えることができるのではないかと、大変大きな要素と捉えております。今後も地元選手を応援して、そして横須賀スポーツ界の活性化に努めていきたいと考えております。今後とも、生涯スポーツのみならず、競技力向上についてもお越しいただければと思っております。以上で報告を終わらせてい

ただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員からの質問なし)

他に質問等はなく、議案が、市長が今後議会に提案する案件のため秘密会となることを宣言。

関係理事者以外の退席を求めた。

※以降、秘密会

## 6 閉会及び散会の時刻

平成 21 年 2 月 13 日 (金) 午前 11 時 00 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 浦 溥 太 郎